

# マイナンバーを確実に受け取っていただくために

## ◆住所確認

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとに、住民票の住所へ簡易書留でお送りします。

転送不可で送られますので、住民票の住所と異なるところにお住まいの方や、郵便局に転送届を出されている方は、受け取ることができない可能性があります。

居住しているところに住民登録をされていない方や、マンション等にお住まいで、住民票に部屋番号等の記載がない方は、早めに届出をしてください。

やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることが出来ない人\*は居所情報登録申請書を8月24日～9月25日(持参又は必着)に住民票のある住所地の市区町村に持参又は郵送してください。

### ※申請が必要な人

- ・東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている人
- ・DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている人
- ・一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている人

申請が認められた人は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」が届きます。

▶申請書は、役場住民生活課および由岐支所窓口、総務省ホームページなどで入手又はダウンロードいただけます。(http://www.soumu.go.jp/kojinb\_ango\_card/)

### 【お問い合わせ先】

- 通知カード・個人番号カードに関すること 役場住民生活課 ☎77-3613
- マイナンバー制度に関すること 役場総務企画課 ☎77-3611

マイナンバー  
制度に関する  
お問い合わせは

コールセンター **0570-20-0178** (外国語は0570-20-0291)

開設時間 平日 9:30～17:30 (土日祝日を除く)

# あなたの声をお聞かせください

## 行政相談週間

10月19日(月)から25日(日)までは「行政相談週間」です。

行政相談週間は、行政相談制度を広く国民の皆さんにお知らせして利用していただくために、総務省が、全国一斉に実施しているものです。

町では、この行政相談週間の一環として、行政相談員が徳島行政評価事務所の支援のもと、次のとおり行政相談所を開設します。

行政への要望、相談、どこに相談してよいか分からない、制度や仕組みが分からないなど、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

日和佐地区	10月8日(木) 9:00～12:00 日和佐老人福祉センター
-------	---------------------------------

由岐地区	10月14日(水) 13:00～15:00 由岐公民館
------	-----------------------------

